こんにちは！「ひろこく」です

広島国道事務所からの
お 知 ら せ

国土を整え、全力で備える
国土交通省 中国地方整備局
広島国道事務所
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau
Hiroshima National Highway Office

令和８年１０月２０日１６：００解禁

令和８年１０月１５日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

違反車両を撲滅して安全な道路を！
～一般国道2号で特殊車両の指導取締を実施します～

広島国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。
適正な道路管理及び走行車両の安全確保のため、違反車両の撲滅を目指し、今年度１０回目の指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

○実施日時　令和8年10月20日（火） 14:00～16:00
※雨天等により指導取締を延期する場合があります。

○実施場所　一般国道2号（上り） 大竹車両計量所
（大竹市黒川一丁目地内：別紙－1 参照）

○協力機関　広島県警察本部　交通機動隊

○指導取締内容　「通行許可書」又は「回答書※」の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います（別紙2参照）。
※ 特殊車両通行確認制度において通行可能な経路として発行された回答書。

○取材対応　報道解禁は、指導取締終了時刻 16:00以降とします。
※取材される際は、事前に下記問い合わせ先【取締担当】へご連絡をお願いします。
※現地では、担当者の指示に従ってください。
※指導取締中のカメラ取材は可能です。


車両の引き込み（広島県警との協力で実施）


車両の寸法計測

※掲載写真は、取締の状況写真であり違反車両ではありません

※「特殊車両通行許可制度」については別紙3をご参照ください。

（問い合わせ先）
国土交通省　中国地方整備局　広島国道事務所

【取締担当】　副所長（管理）　梅谷　昌幸（うめたに　まさゆき）
管理第一課長　山本　哲史（やまもと　てつし）

TEL（082）281-4134　FAX（082）286-7901
○広島国道事務所ホームページ　https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/

広島国道事務所ＨＰ

道路の異状を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル 緊急通報＃9910へ

別紙－1

取締箇所（大竹車両計量所）

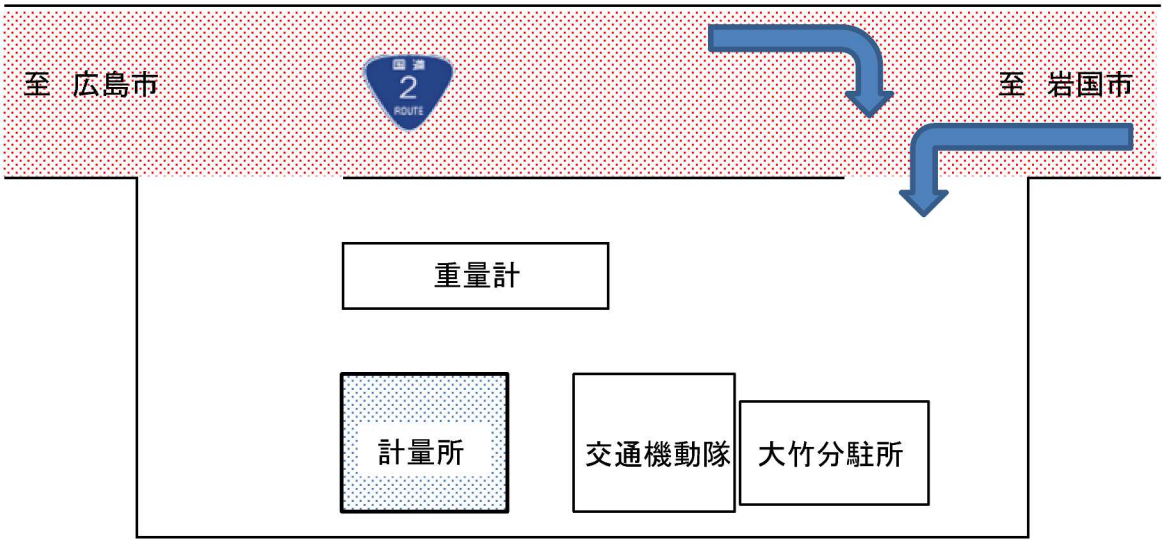
令和８年１０月２０日（火）１４：００～１６：００ 実施

１　位置図



出典：国土地理院「電子国土」を基に
広島国道事務所作成

２　詳細図



別紙－2

指導取締の実施状況



広島県警との協力で該当車両を引込



運転手に通行許可書の提示要請、
目的地等の聴取

通行許可書（通行経路、通行条件等）の確認
※右はタブレット（電子データ）による許可書の確認



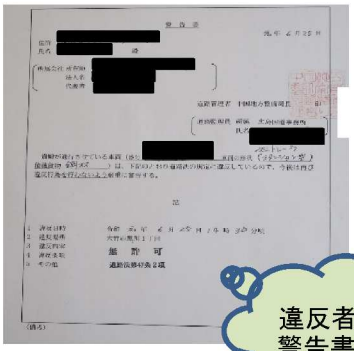




車両の寸法計測



車両の重量計測



違反者には、
警告書を発出

※掲載写真は、取締の状況写真であり違反車両ではありません

道路構造に影響を与えるような重大な違反に対しては、
積載物の軽減、走行中止等の措置命令を行う場合もあります

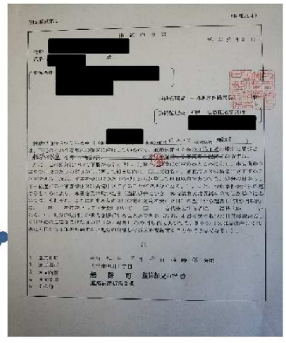
令和元年度には、重量超過の車両2台に対し、積載物軽減の措置命令を行いました。



許可総重量34.99tに対し、実際には13.64t超過の総重量 48.64tで通行していた車両に対し、積載物の軽減を命じ、現地で積み替えするまで走行を中止させました。

【 令和元年9月5日
大竹車両計量所 】





措置命令書
を発出

現地にて積荷の積み替え



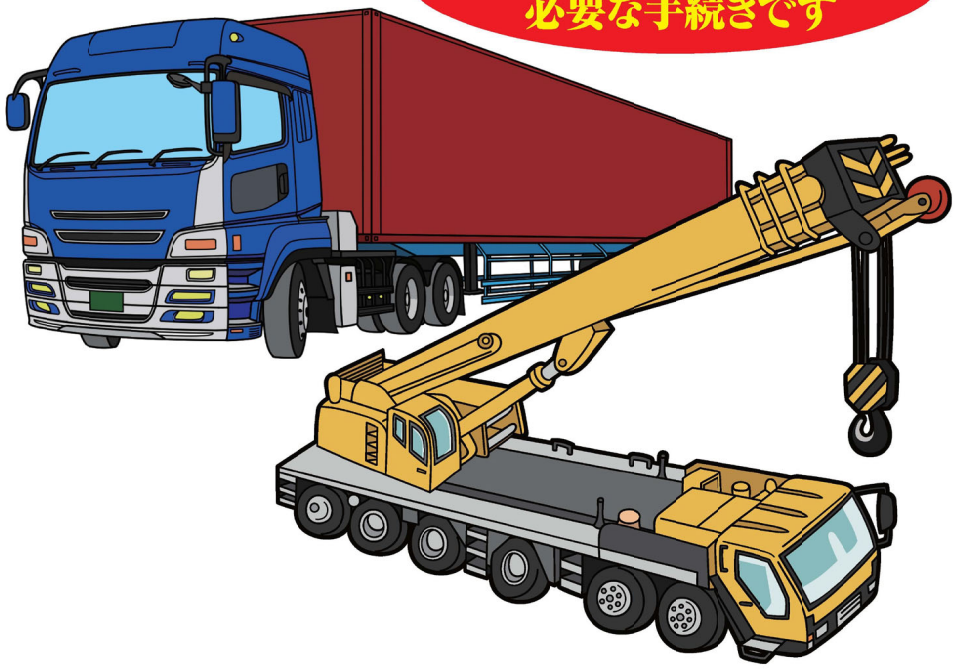
国土交通省
中国地方整備局

荷主・運送関係の皆様へ

特殊車両が走るには許可が必要です！

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？
道路法に基づき定められた必要な手続きです



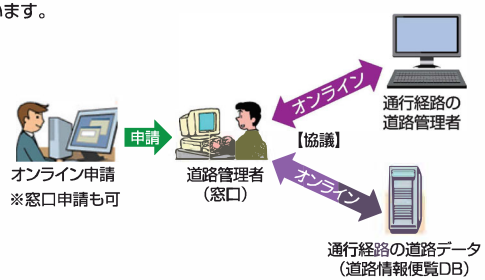
「特殊車両通行許可」申請と許可

●車両を通行させようとする者（荷主、運送事業者等）またはその代理人（行政書士等）が申請できます。

●道路管理者（国・地方自治体・高速道路機構等）は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断（審査）を行います。

●複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者と協議を含む。）を行っています。

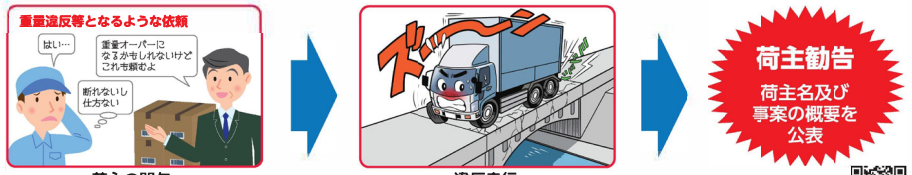
●申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口に申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
 ※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さにより最長2年。
 ※一定の要件を満たす優良事業者の車両については最長4年。
- 申請に関する詳細は下記の「特殊車両関係サイト」をご参照ください。

荷主の皆様へ…　トラック運送事業者の違反走行に荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！



詳しくは、国土交通省のHP（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html）をご参照ください。

中国地方整備局【特殊車両通行許可制度及び申請に関する問合せ】

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所　管理第一課	〒690-0017　松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所　管理第一課	〒734-0022　広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

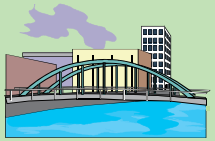
特殊車両関係サイト

特殊車両通行許可オンライン申請システム http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html	全国の申請窓口一覧 http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html
特殊車両に係る通行規制情報 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html	特殊車両通行ハンドブック https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html

国土交通省
中国地方整備局
ホームページアドレス：https://www.cgr.mlit.go.jp
広島市中区上八丁堀6−30　TEL 082−221−9231

2024. 3

特殊車両の通行による道路への影響



道　路　国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】
- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



車　両　社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】
- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

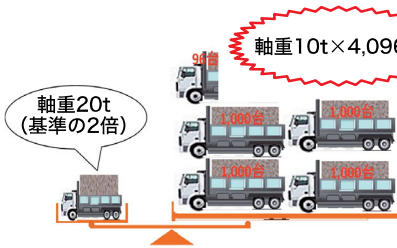
道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

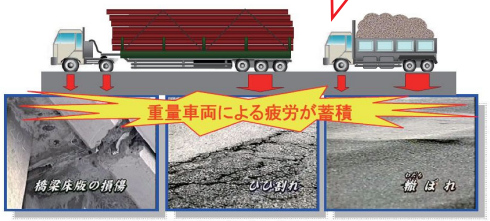
超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、
それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して
軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を
蓄積させることになります。

**超重量車両の通行が
道路にこれだけの影響を及ぼします**



「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度（道路法　車両制限令）	(参考)自動車の保安上の基準（道路運送車両法　保安基準）	(参考)交通安全上の基準（道路交通法　施行令）
長さ	走行（連結・積載）状態で12m(※)（トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます）	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。（それぞれが12mまで）	規定なし ただし他の車両を牽引する場合は25m。積載物は車長の10分の2を加えたもの。前後からは10分の1を超えてはみ出し不可
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし積載物は車幅の10分の2を加えたもの。左右からは10分の1を超えてはみ出し不可
高さ	積載状態で3.8m（一部道路では4.1m）	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m（一部道路では4.1m）
総重量（車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t(※)（一部道路では最大25t）	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を超えて積載してはならない（過積載）
軸重	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

どれか１つでも越える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

(※)車種や道路種別により特例があります。

「特殊車両通行許可制度」とは

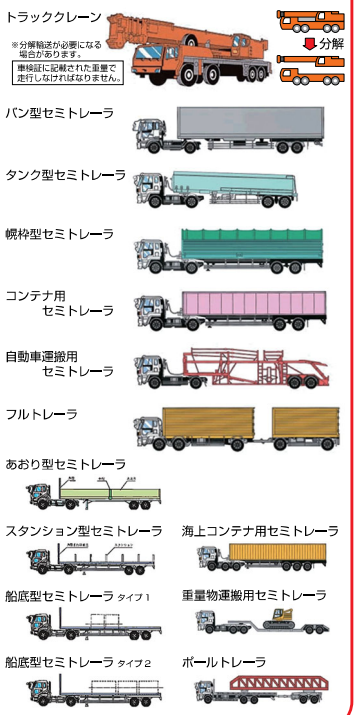
道路法第47条第1項
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項
車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項
道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

代表的な特殊車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、
軸距等は運搬する重量によって異なります。



誘導車の適切な配置をお願いします。

カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために誘導車の配置条件を付す場合があります。

●誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみだ さなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は通行条件違反となります

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
【URL】http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



違反内容　①無許可　②許可証不携帯　③通行条件違反　④措置命令違反

取締りの方法

■ 取 締 基 地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、
法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります



■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。
データベースにアクセスして許可の有無等を判定。
判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を
送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には**特車通行許可の申請**が必要です。
申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます(道路法第104条第1号)。
さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。
特車レッドカードと称し、**基準の2倍以上の車両総重量**で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。